

七生養護学校「こころとからだの学習」裁判を支援する日野市民の会公開質問状に対する都議候補の回答（注 古賀俊昭氏からは回答が寄せられませんでした）
 （候補者名は左から五十音順）

| 候補者 質問 | 新井ともはる | 古賀俊昭 | 佐々木りえ | ちかざわ美樹 |
|-----------|---|------|---|--|
| 1 | (1) よく知っている | | (1) よく知っている | (1) よく知っている |
| 2 | (1) 不適切なものがあつた | | (4) その他 裁判の結果を尊重したいと思います。 | (1) 不適切なものがあつた |
| 3 | (3) 妥当な判決である | | (3) 妥当な判決である | (3) 妥当な判決である |
| 4 | (記載無し) | | 現時点ではありません | 七生養護学校の性教育への都議会議員と都教委の介入は、許されないものであり、司法の場できちんと決着をつけることが必要です。しかし事件に関与した都議会議員も都教委も、高裁判決まで出ているものを受け入れず、なんの反省も示していないことは大変遺憾な態度です。 この事件以後教育現場が萎縮し、その内容まで左右されていると現場の先生方から伺っていることが気になります。性に関する教育は、自分自身と人間を理解するために必要なものであり、この間に、それを学ぶ機会を奪われてきた子どもたちへの責任をどう取るのでしょうか。 この事件に限らず都教委は、「日の丸・君が代」の強制など教育への支配介入を強めており、それが社会全体のバックラッシュ（逆行・反動）の動きと連動していることは大きな問題です。今回の維新・橋下代表の「従軍慰安婦は必要だった」発言が生まれた背景にはこうした動きがあつたと思います。 私は、子どもの権利条約28条の「教育の権利」29条に基づく「教育の目的」には性教育を含むことを改めて東京都教育委員会は認識してほしいと考えています。 |
| 5 | 教育内容について議会で扱う場合には、教員や保護者など幅広く関係者から意見を聴取するなど多角的な視点で評価をし、教育現場が過度に萎縮をし、教育の自主性が阻害されることのないよう十分配慮していくことが必要と考える。 | | 不当な支配の主体が誰であれ、自身の判断と良心に従い、議員の職責を果たしたいと思います。 | 教育基本法が「不当な支配」を禁じているのは、戦前の教育が、侵略戦争に国民を動員する仕組みの一つとして使われたことの反省から、教育を国家のものとしてせず、国民の権利として位置づけたこととつながっています。その意味で、都教委がこの裁判で問題になっている事件や教員などに「日の丸・君が代」を強制することなどもそうした支配・介入にあたるものと考えています。都教委による統制支配の動きに対して、教育現場に自由な空気が作られ、生き生きとした創意工夫が発揮されるように、子どもを中心に、保護者・教育関係者が協力して進める自主的な取り組みを応援する立場から、都議会に臨みたいと考えています。 |

都議会議員各候補者からの回答について

1、別紙の回答は、五月中旬に各候補者に送った質問状に、五月末日締め切りで3人の候補者が回答を寄せてくださいました。古賀俊昭氏からの回答はありませんでした。

2、一審被告・都議の古賀俊昭氏からは回答が無いことは、この事件と裁判所の判決について古賀氏が有権者に自身の見解を堂々と示すことが出来ないことも意味しています。6月初旬に戸別配布された「自由民主」には、「古賀都議は青少年の健全育成に有害な過激性教育の是正に取り組み、共産主義者と裁判で闘っています」の記事の横に、「過激性教育裁判」とのタイトルのある写真で、七生裁判の高裁判決が不当判決とする横断幕を持つ氏の写真が掲載されています。同氏は個人的な問題で被告にされているのではなく、公職の都議会議員としての行為が問われたのであり、司法の判決を真摯に受け止めることが微塵もなく、敵対を続けること自体、議員としての資格が問われています。

3、回答を寄せた3候補は全員が、1、2審判決を「妥当な判決」と回答したことは、裁判を含めて10年間たたかいを続けた、原告・弁護団・支援の人々の運動の成果と言えます。

4、都議であった新井候補は、「質問2」で、当時の都議会議員の判断と行動に「不適切なものがあつた」とし、「質問5」には「教育現場が過度に萎縮をし、教育の自主性が阻害されることのないよう十分配慮していくことが必要と考える」としていることは、この訴訟への理解を示しています。しかし、上記回答であるにもかかわらずこの間、同氏は都議会文教委員だったこともありますが、「質問4」には記載が無く、この事件に関連した都議会での質問も、また、事件後、民主党内でこの件について何らかの役割を果たしていただいたのかどうか、少なくとも私たちは知りません。回答のスタンスを今後の活動に活かしていただきたいと思います。

5、新人である佐々木氏の回答は、1、2審判決を「妥当」としながらも「質問4」には意見が無く、「質問5」の回答はその意味内容がよくわかりません。所属政党の代表は七生事件を推進した石原慎太郎氏ですし、共同代表である橋下徹氏は、教育への介入、「慰安婦」発言などで、教育や人権としての性への無理解が広く指摘されています。ご自身のもう少し明確な回答をいただきたいかったです。

6、同じく新人の近澤氏の回答は、明確であり、子どもの権利条約への理解が示され、都教委の認識の不十分さにも言及があり、「子どもを中心に、保護者・教育関係者が協力して進める自主的な取り組みを応援する立場から、都議会に臨みたいと考えています」と教育の自主性を応援するスタンスを明確にしています。当選のあかつきにはぜひ都議会で声を大にして主張していただきたいものです。

2013年6月7日

七生養護学校「こころとからだの学習」裁判を支援する日野市民の会

連絡先：日野市民法律事務所
日野市日野本町3-14-18 谷井ビル4階 042-587-3533

公開質問状 (同状とともに、一審、二審判決要旨と全国連声明を同封しました)

七生養護学校「こころとからだの学習」裁判を支援する日野市民の会

2013年5月23日

来る6月24日投票の都議会議員選挙に、日野市から都議会議員候補となるあなたが決まっているあなたに公開質問状を送付いたします。

都立七生養護学校(現在・同特別支援学校)の教育について「不適切な性教育である」という、2003年7月の都議会質問が直接的契機となって事件が起こりました。知事、都教委ともに「不適切である」と答弁し、ただちに教材が都教委に持ち去られ、教員には厳重注意処分が行われ、教育課程は変更され、当時の教員は同年度、次年度ではほぼ全員が異動となりました。

その後31人の同校教師(元教師を含む)・保護者によって、事件の違法性を明らかにし精神的損害の賠償を請求する裁判(「こころとからだの学習」裁判と呼ぶ)が起こされました。

事件関係者(教職員、保護者、生徒など)には日野在住者も多く、この事件は全国的にも報道され、有権者として関心が高いことから、選挙の投票判断資料にしたいと考えましたので、下記質問にお答えください。同封の返信用封筒にて、5月末日までにご返送下さい。

お答えの全文をそのまま公表させていただきます。

ご参考までに「こころとからだの学習」裁判一審、二審判決の要旨・支援全国連の声明を添付いたします。

.....□.....

1, 2013年に起こったいわゆる「七生養護学校事件」(「過激性教育」とされた)をご存じですか?

○印をつけてお答えください。

- (1) よく知っている
- (2) ある程度知っている
- (3) よく知らなかったが、調べて知った
- (4) 知らない
- (5) その他(ご意見)

2, この事件の都議会議員の判断と行動について、現時点で、あなたはどのようにお考えですか?

○印をつけてお答え下さい。

- (1) 不適切なものがあつた
- (2) 適切であつた
- (3) わからない
- (4) その他(ご意見)

3, 「こころとからだの学習」裁判で、1、2審判決を通して、同校の教育は「学習指導要領逸脱とは言えない」「子どもの発達段階を無視したとは言えない」として、都議・都教委の行為の一部に違法(47年教育基本法違反など)があつたことが指摘されました。この判決をどのようにお考えですか?

- (1) 妥当な判決である
- (2) 妥当な判決とは思わない
- (3) わからない
- (4) その他(ご意見)

4, 一般的に、東京の学校での性教育の現状について、お考えがあればお書き下さい。

5, 4のことに関連して、あなたが都議会議員となった場合、教育内容について議会で扱う場合、教育基本法の「不当な支配」との関係で考慮すべきことがあればお書き下さい。

2013年 月 日

ご署名 _____